

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時
平成30年12月7日（金曜日）
午前10時2分開会、午後2時10分散会
（うち休憩 午前10時50分～午前10時53分、午前11時58分～午後1時2分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、
白澤勉委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、千葉担当書記、高井併任書記、久保田併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、遠藤道路都市担当技監
小原副部長兼県土整備企画室長、嵯峨県土整備企画室企画課長、
佐々木県土整備企画室用地課長、佐々木県土整備企画室空港管理課長、
大久保建設技術振興課総括課長、沖野建設技術振興課技術企画指導課長、
田中道路建設課総括課長、白旗道路環境課総括課長、杣技術参事兼河川課総括課長、
佐々木河川課河川開発課長、佐野砂防災課総括課長、山田都市計画課総括課長、
小野寺都市計画課まちづくり課長、阿部下水環境課総括課長、
伊藤建築住宅課総括課長、小野寺建築住宅課住宅課長、野里建築住宅課営繕課長、
照井港湾課総括課長
企業局
藤澤企業局長、菊池次長兼経営総務室長、朝岡技師長、菅原経営総務室経営企画課長、
野崎業務課総括課長、村上業務課電気課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
(1) 県土整備部関係審査
(議案)

- ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
第1条第2項第1表中
歳出 第8款 土木費
第11款 災害復旧費
第5項 土木施設災害復旧費
第2条
第3条第3表中
追加中 3
- イ 議案第4号 平成30年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第47号 県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- エ 議案第48号 県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- オ 議案第13号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
- カ 議案第16号 一般県道大ヶ生徳田線（仮称）徳田橋（下部工）（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第17号 一般国道281号（仮称）下川井トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第18号 一般国道340号（仮称）今泉大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第19号 甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第20号 小本川筋乙茂地区河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第21号 小本川筋宮本地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第22号 小本川筋卒郡地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第23号 小本川筋中里地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第24号 安家川筋松林地区ほか河川災害復旧等関連緊急（護岸工）（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第25号 安家川筋松林地区ほか河川災害復旧等関連緊急（護岸工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第26号 小本川筋穴沢地区ほか河川災害復旧助成（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

- チ 議案第27号 小本川筋袋綿地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第28号 大船渡港永浜地区海岸防潮堤（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- テ 議案第29号 野田地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ト 議案第30号 高田松原津波復興祈念公園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ナ 議案第31号 高田松原津波復興祈念公園造成工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ニ 議案第32号 災害公営住宅（北上市黒沢尻地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ヌ 議案第38号 宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第3工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ネ 議案第39号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- ノ 議案第40号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- ハ 議案第41号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

(議案)

- ア 議案第5号 平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条繰越明許費、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中3、議案第4号平成30年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

及び議案第48号県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上4件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原副部長兼県土整備企画室長** 初めに、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。当部関係の補正予算は、給与費の補正、繰越明許費、債務負担行為の3項目でございます。

まず、給与費の補正について御説明申し上げます。議案（その1）の5ページをお開き願います。8款土木費は1億971万9,000円の増額、6ページに参りまして、11款災害復旧費、5項土木施設災害復旧費は2,005万4,000円の増額、合わせて、記載はございませんが、1億2,977万3,000円の増額であり、これは一般職の職員の給料月額等の改正に伴う補正のほか、東日本大震災津波からの復旧、復興事業、平成28年に発生した台風第10号に係る災害復旧事業等の実施に伴い、不足する超過勤務手当の予算を計上しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。7ページをごらん願います。第2表繰越明許費中、8款土木費の6事業、19億2,811万6,000円について、翌年度に繰り越して使用しようとするものでございます。なお、繰越明許費につきましては計画調整等に不測の日数を要したため、今後の入札発注において適正な日数を確保し、速やかに着手する必要があることから、今回の補正予算で設定しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正ですが、追加のうち当部関係は、3、指定管理者による県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等管理運営業務でございます。これは、当部関係の公の施設のうち、指定管理者にその管理を委託するものについて、期間及び限度額を設定しようとするものです。なお、指定管理者を指定することに関し議決を求めることにつきましては、次に建築住宅課から御説明いたします。

次に、特別会計についてでございます。15ページをお開き願います。議案第4号平成30年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。今回の補正予算は、債務負担行為を変更しようとするものであり、16ページ、第1表債務負担行為補正の流域下水道管理に係る管理業務委託について限度額を変更しようとするものでございます。

以上で議案第1号及び第4号についての御説明を終わります。

○**小野寺住宅課長** 議案（その2）の121ページをお開き願います。議案第47号県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、その次のページになります、122ページの議案第48号県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、それぞれ関係がありますので一括して御説明申し上げます。

議案説明資料の68ページをお開き願います。初めに、1、趣旨についてですが、県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第

6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、2、指定管理者候補者の選定のルールについて御説明申し上げます。(1)、選定委員会の概要ですが、外部委員5名、庁内委員1名の計6名により県営住宅等指定管理者選定委員会を設置し、この委員会において申請資格や審査方法を定めた募集要項を定め、申請のあった団体の審査を行ったものです。委員の構成は、ア、委員に記載のとおりであり、イ、協議の概要に記載のとおり、委員会を2回開催し協議いただいたところです。

次に、(2)、募集期間ですが、申請の受け付けは平成30年8月1日から9月5日までとし、1カ月以上の周知期間を設定したところです。

次のページをごらんください。(3)、申請団体及び選定方法についてですが、1団体から申請があり、選定基準に基づき、申請書類及びプレゼンテーションの内容について審査したものです。

次に、(4)、審査結果についてですが、選定基準に基づき審査を行った結果、申請者が持つノウハウ等を生かした管理運営が期待できるとともに、これまでの県営住宅等管理の実績について評価できることから、それぞれ指定管理者の候補者として適当であることが認められたものです。審査の詳細については、70ページに記載しているとおりで。

次に、3、指定する指定管理者についてですが、一般財団法人岩手県建築住宅センターを指定しようとするものです。選定の主な理由ですが、入居者のニーズを把握する取り組みや福祉アシスターによる見守り、コミュニティー支援に関する取り組みなど、時代の要請に沿った取り組みを行っていること、また県営住宅等管理の経験が豊富であり、実績を踏まえた適切な維持管理が安定的に行われることが評価されたところです。なお、福祉アシスターは、申請者の独自提案により高齢者の見守りを行うものです。

最後に、4、指定期間ですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 指定管理者の指定に係る議題についてであります。指定管理者制度がスタートするときは、複数の業者から申請、応募があり、それを審査して、中身における競争性もあったと思います。ところが、指定管理者制度もかなりの年月がたちますと、一般財団法人岩手県建築住宅センター1者のみの応募となり、そこに決定しなければ、雇用している人員をどうするのだろうか、一般財団法人岩手県建築住宅センターが立ち行かなくなるという側面が出てきます。指定管理者制度のスタート時と今日では、制度の意味合いが変わってきている。その御認識はございますか。

○小野寺住宅課長 指定管理者制度の導入は、民間の活力を活用しながらサービス向上に努めるという大きな目的があり、民間の多くの団体から御申請をいただき、審査して、その上でよりよいサービスを提供するという趣旨に基づいて導入しているものでございます。

前回2者からの申請だったことも踏まえまして、今回の申請におきましては共同企業体

での申請を可としたり、これまで設けていました県内の事務所または営業所を有していることの条件を撤廃したりして、広く公募を図ったところです。結果的に1者になりまして、従来どおり一般財団法人岩手県建築住宅センターになっておりますけれども、次回の公募におきましても公募の要件を見直すなど、引き続き、広く公募を募る形で進めてまいりたいと考えております。

○柳村岩見委員　そういう答弁になるだろうとは思いますが、指定管理者制度は、これまでの状況をみると、現在指定されている特定の業者が引き続き指定管理者にならなかつたら、人員の問題や業務管理上の問題など大きな問題が出てきます。サービスにおけるなれとか熟度もあり、一定のサービス水準は確保されていきますが、何度も同じ指定管理者が続いていきますと、スタートしたときとは違って、そこが指定管理者にならないと別の問題が出てくるのが非常に懸念されるわけです。答弁はどう上手にされても結構ですが、そういったことの自覚は持ってやらなければいけませんよ。

建前上競争性を保つようにしているのはそのとおりですけれども、今まで請け負ってきた指定管理者は物品を買って備えついたり、いろんな準備をしたりしたことも含めて存在しますから、簡単にその業者を変えることは困難です。いつまでも、指定管理者を選ぶといった話でもなければ、競争といった話でもなくなっている。こんな危うさを持った制度であることを自覚しつつ、指定管理者制度につき合っていかなければならないと思うのですが、その辺りの自覚はありますか。

○小原副部長兼県土整備企画室長　県土整備部の公の施設全体の問題でもありますし、県の指定管理者制度全体の問題でもあると思います。県では、今回の指定期間を5年とっておりまして、長期化している業者があることも含めて、お願いしたところには安定的な経営を行っていただくとの方向性で全庁的に取り組んでおります。

一方で、5年が切れるあたりには、そういう問題をしっかり考えていかなければいけないと思います。必ず競争性は持たせたいと思いますので、必ず次もと約束したわけでもなく、現在指定しているところと、契約の終期には話し合いをしながら、指定管理者を継続するか変更するか、そのおさめ方についてはしっかり協議をしていくことが重要だと思っております。

○小野共委員　年度明けの4月から一般財団法人岩手県建築住宅センターが指定管理継続とのことですが、過去5年間の、一般財団法人岩手県建築住宅センターの運営状況をどのように評価しているのかお伺いしたいと思います。

○小野寺住宅課長　指定管理者制度の導入施設の管理運営に関する評価につきましては、総務部長通知によりまして、毎年度行っております。平成29年度の運営評価としては、指定管理期間4年目でもあり、より効果的、効率的な運営体制の成熟度が増してきていると思っております。先ほど申しあげました福祉アシスターによる高齢者の見守りとか、フリーダイヤルで相談事を受け付けるとか、指定管理者独自のサービスも提供されておりますので、入居者に対するサービスについては向上していると思っております。

○**小野共委員** 参考までにもう一点お聞きします。入居者の方から一般財団法人岩手県建築住宅センターに対する要望とかクレームみたいなものを、発注者である県が把握するシステムなどは制度としてあるのですか。

○**小野寺住宅課長** 緊急性を持つ問題は、所管する各公署に一般財団法人岩手県建築住宅センターからすぐさま連絡をいただく体制で、緊急性がない、通常の水漏れですとかいったもので一般財団法人岩手県建築住宅センターが対応して処理を終えたものは、四半期ごとに県に連絡をいただくことになっております。

○**小野共委員** 入居者に対する一般財団法人岩手県建築住宅センターの対応がまずかったとか、これではだめではないかといったクレームを把握する仕組みはあるのですか。そして、そのようなクレームは過去5年間を通してあったのですか。

○**小野寺住宅課長** 入居者からのお困り事ですとか苦情につきましては、直接、所管する各公署に御連絡をいただくか、もしくは各団地に管理人がおりますので、そちらにその都度いただく形になっております。

過去5年間につきましては、前回の議会でも御説明申し上げましたが、落雪によるトラブルや、庭木の剪定などの要望もございまして、そのあたりも含めて、管理人や各公署に連絡していただきながら、その都度関係機関と対応を協議し進めております。また、継続して問題になっている案件は、今のところ把握しておりません。

○**小野共委員** しつこいようですけれども、雪かきが遅いとか雪かきをしてくれとかそういうことではなくて、センターの対応に対して、これはもっと早くやるべきだとか、こんな運営ではだめだとか、そういうクレームはあったのかという質問です。

○**小野寺住宅課長** センターの対応がまずいとか、相談をしたのだけれども冷たい対応だったとかという話は、その都度、こちらにも聞こえてきてはいます。これらについては、4月に行われる管理担当者研修会や、我々と一般財団法人岩手県建築住宅センター、指定管理者協議会、各公署の担当者が意見交換する場でそのような話があることを伝え、周知を図りながら、それぞれ対応していただく方の能力といいますか、接遇の改善を図っていただいています。

○**小野共委員** 一般財団法人岩手県建築住宅センターの今後の方針として、県営住宅の指定管理だけでなく、市町村営アパートの指定管理も請け負っていく状況はあるのですか。知っていれば教えていただきたいと思います。

○**小野寺住宅課長** 一般財団法人岩手県建築住宅センターが市町村営アパートの指定管理を受託している状況につきましては、釜石地域で現在受託していると聞いております。この辺を広げるかどうかは、今回審査委員会等で書類が出されておりますけれども、広げるとの話は具体的に伺っていないところです。

○**小野寺好委員** 福祉アシスターの話がありましたけれども、どのような構成ですか。それから、業務実績を教えてくださいたいと思います。

○**小野寺住宅課長** 災害公営住宅も含めまして県営住宅では、高齢化の問題が非常に高ま

ってきております。特にお一人で暮らしている高齢の方につきましては、定期的な見守りですとか、生活相談が大切な取り組みになってきていており、この対応を指定管理者の独自提案で行っていただいております。管理する中で、ひとり暮らしですとか、高齢者ですとかというところを把握し、定期的に見守りという形で巡回し、状況等をその都度把握して、必要に応じ、生活保護が必要だとか、福祉部局などの関係機関につないだほうがいいですとかというお話を頂戴しながら対応しております。

○**小野寺好委員** どんない績があったのかと、その方たちは、ほかの一般の業務をやりながら福祉アシスターの業務を行っているのか、それとも福祉アシスターという立場の仕事だけを行っているものなのかについての回答をお願いします。

○**小野寺住宅課長** 団地数が県営住宅だけでも5,000戸以上ございますので、高齢者の見守りににつきましては、半年までとはいかないですが、二、三カ月に1度とかとの頻度になる可能性はあります。高齢者を見守りながら管理者業務を行うことで、職員体制は福祉アシスター専属という形ではない体制と聞いております。

○**小野寺好委員** 福祉アシスターの具体的な実績、例えば非常に喜ばれたこととか、そういったことがあったか、わかっていたら教えていただければと思います。別にないよというのであれば、それでいいです。

○**小野寺住宅課長** 県では、喜ばれたというか、福祉アシスターに来てもらって非常に助かったという話は頂戴していません。ただ、訪問したことに対するお礼の話はないのですが、逆に言えば、苦情ですとかの話もございませんので、制度はうまくいっているものと認識しております。

○**佐々木茂光委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小野寺住宅課長** 議案（その2）の69ページをお開き願います。議案第13号県営住宅等条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。初めに、改正の趣旨ですが、奥州市の町の

変更に伴う所要の整備をすること及び県営桜屋敷アパートを加えることであります。

次に、条例案の内容について御説明いたします。表1の項の関係ですが、奥州市の町の名称の変更に伴い、県営内匠田アパートの所在地を町までの区域とし、奥州市水沢とするものであります。

表2の項の関係ですが、県営桜屋敷アパートが奥州市に新たに完成いたしますので、別表に加えるものであります。

次に、施行期日についてですが、規則で定める日から施行することとしていますが、奥州市の町の名称の変更に關するものは公布の日からの施行としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号一般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋（下部工）（第2工区）工事の変更請負契約の締結に關し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の90ページをお開き願います。議案第16号一般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋（下部工）（第2工区）工事の変更請負契約の締結に關し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

工事概要は、現在の徳田橋は老朽かつ幅員狭小のため大型車のすれ違いが困難となっていることから、安全で円滑な交通の確保や救急医療施設へのアクセス向上を目的として橋梁をかけかえる工事を行うものでございます。

変更契約の理由及びその内容は、恐れ入りますが、次の3ページの資料により御説明させていただきます。まず、上段①の図をごらんいただきたいと思ひます。現場着手後の現地測量の結果を踏まえ、赤で着色したとおり、施工時の水位を上回る高さに盛り土を行う、いわゆる築島盛り土を増工するものでございます。

次に、中段②をごらんください。築島盛り土の増工により工程を見直した結果、施工に伴う機械設備の同時使用が必要となり、送電線の電圧が不安定となることが判明したこ

とから、電圧降下対策の必要が生じたものでございます。

③の図をごらんください。当初契約後の河川管理者との協議において、異常出水時における安全確保を図ることとなり、建設機械用の退避路を増工するものでございます。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきたいと思っております。5の契約額ですが、平成30年7月5日に議決いただいた当初契約金額6億8,958万円に対し、今回の変更により1億4,004万9,000円、20.3%の増額となり、変更後の契約金額は8億2,962万9,000円となるものでございます。

請負者は、オリエンタル白石株式会社・株式会社平野組特定共同企業体であります。

工期は、現在の平成31年7月30日から平成31年8月23日に変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○白澤勉委員 確認を含めてお尋ねいたします。来年9月には岩手医科大学附属病院が矢巾町に移転します。一般県道大ケ生徳田線はまさに命の道路という役割を果たすところですが、全体の供用開始見通し時期は、現時点ではどのように見ておりますでしょうか。

○田中道路建設課総括課長 徳田橋の供用見通しでございますが、徳田橋については平成29年度から橋脚工事を行っております。5基のうち、これまで2基が完成し、残る3基については現在工事を行っており、2019年8月の完成を予定しております。橋脚工事に引き続きまして、河川管理者である国へ委託いたしまして橋台工事を来年度から着手する予定としておりまして、左岸側の橋台から着手することになっております。それで、橋台につきましては、同時期の施工はできないので年度がずれてきますが、下部工の完成後、上部工の橋梁前後の道路の改良舗装等を含めまして、供用の見通しにつきましては、おおむね4年から5年後といったところを河川管理者との協議により見込んでおります。

○白澤勉委員 国の直轄事業もかかわってくる工事かと思うのですけれども、直轄工事の見通しというか、影響というか、調整状況も含めて、もう一度確認させてください。

○田中道路建設課総括課長 国との調整につきましては、橋台の施工時期、施工年度といえますか、順番といった調整をまず行って、そこについて国の了解をいただいております。来年度から国道396号方面から着手するといったことを了解いただいております。その後、細かい打ち合わせ等もあると思うのですが、そこについても引き続きしっかり調整を行って、滞りなく工事を進めるようにしていきたいと考えております。

○白澤勉委員 こちらの徳田橋は、隣には企業団地もございますし、盛岡市側からは県立聴覚支援学校の方々が橋を越えて矢幅駅に向かったり、送迎バスや自転車で子供たちが通っていたり、そういう多面的な役割を果たしている橋でございます。一日も早く供用開始となるよう、関係者との調整を円滑に行いながら、よろしくお願ひしたいと思っております。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号一般国道281号（仮称）下川井トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の91ページをお開き願います。議案第17号一般国道281号（仮称）下川井トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は17億3,739万6,000円で、請負率は90.50%。

請負者は、青木あすなろ建設株式会社・梨子建設株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道281号において、急カーブ等の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通を確保することを目的として、トンネルを築造する工事であります。

工期は522日間で、平成30年度から32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、5ページに入札結果説明書、6ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号一般国道340号（仮称）今泉大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**田中道路建設課総括課長** 議案（その2）の92ページをお開き願います。議案第18号一般国道340号（仮称）今泉大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は13億680万円で、請負率は96.82%。

請負者は、北日本機械株式会社・株式会社中央コーポレーション特定共同企業体であります。

工事概要ですが、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道340号において、（仮称）今泉大橋の上部工桁製作、架設等を行う工事であります。

工期は688日間で、平成30年度から32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、9ページに入札結果説明書、10ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**佐々木茂光委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 議案（その2）の93ページをお開き願います。議案第19号甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の11ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した甲子川において、津波対策のため水門を新設する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更であります第8回変更、第11回変更、第12回変更の内容について、12ページ以降の資料により説明させていただきます。

12ページをお開き願います。中段の⑩の図をごらん願います。第8回変更においては、詳細設計の結果、水門本体のひび割れ抑制対策を追加したものでございます。また、下段の⑪の図をごらん願います。波浪による越水で水門施工ヤード内が冠水したことから、波浪対策のため仮締切工を追加したものでございます。

次に、13ページをお開き願います。上段の⑭の図をごらん願います。第11回変更においては、左岸側のⅠ期施工の仮締切工撤去において、撤去時の濁水発生対策として施工方法を変更したものでございます。

また、中段の⑮の図をごらん願います。仮締切工の鋼矢板について、右岸側のⅡ期施工へ転用することとしていましたが、損傷が確認され、転用できなくなったことから、新たに購入材を追加したものでございます。

次に、下段の⑯の図をごらん願います。第12回変更においては、詳細な地質調査の結果、地中に巨れきや転石が点在することが確認されたため、左右岸の防潮堤構造を変更するものでございます。

また、14ページをお開き願います。上段の⑰の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、やはりこちらも地中に巨れきや転石が点在することが確認されたため、右岸水門本体部分における基礎ぐいの打設工法を変更するものでございます。

また、下段の⑱の図をごらん願います。既設護岸の取り壊しにおいては、周辺に災害公営住宅が整備されたことから、騒音振動対策が必要となったものでございます。

以上の理由により変更契約金額が増額となるものでございます。

恐れ入りますが、11ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成28年7月6日に議決いただきました第7回変更の金額46億7,405万2,080円に対し、今回の変更により28億3,865万3,640円、60.7%の増額となり、変更後の契約金額は75億1,270万5,720円となるものでございます。

請負者は、株式会社熊谷組・株式会社本間組・株式会社小澤組特定共同企業体。

工期は、現在の平成32年3月15日までで変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

○伊藤勢至委員 委員長、議事進行について提案いたします。

これから審議をいたします議案第20号、第21号、第22号、第23号、そして第25号、第26号、第27号は、いずれも小本川に関する案件でありますので、この際、これを全部一括で連続して御説明をいただいて、トータルで議論をするというほうがいいのではないかと思います。

あわせて、議案第24号、第25号も、これは安家川に関する部分であって、これも一緒にしたほうがいいのではないのでしょうか。

それから、議案第30号、第31号は、いずれも高田松原に関するものでありますので、一括して御説明をいただいて、広い範囲で議論をするのがいいのではないかと提案をいたします。

〔小野共委員「賛成」と呼ぶ〕

○佐々木茂光委員長 この際、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 それでは、再開いたします。

先ほど伊藤委員から議事進行について御提案がありましたが、御提案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

次に、議案第20号小本川筋乙茂地区河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから議案第23号小本川筋中里地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまで、議案第26号小本川筋穴沢地区ほか河川災害復旧助成（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第27号小本川筋斐綿地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上6件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○杣技術参事兼河川課総括課長 委員の皆様のお手元にA3判の小本川と安家川の位置図をお配りしております。これから御説明いたします小本川と安家川の議案の参考にしていただければと思います。

まず最初に、議案（その2）の94ページをお開き願います。議案第20号小本川筋乙茂地区河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の15ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

契約金額は20億8,871万280円で、請負率は89.36%。

請負者は、株式会社鴻池組・熊谷建設株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町乙茂地内において河川改修工事を行うものでございます。

工期は、平成33年3月15日までで、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、16ページに入札結果説明書、17ページと18ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案（その2）の95ページをお開き願います。議案第21号小本川筋宮本地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の19ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

契約金額は17億3,880万円で、請負率は93.13%。

請負者は、県北緑化株式会社・長沢産業株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町袈野地内において河川改修を行うものでございます。

工期は、平成33年3月15日までで、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、20ページに入札結果説明書、21ページと22ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案（その2）の96ページをお開き願います。議案第22号小本川筋卒郡地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の23ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

契約金額は13億3,920万円で、請負率は89.20%。

請負者は、宮城建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町中島及び小本地内において河川改修工事を行うものであります。

工期は、平成33年3月15日までで、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、24ページに入札結果説明書、25ページと26ページに入札調書を添付しております

が、説明は省略させていただきます。

次に、議案（その2）の97ページをお開き願います。議案第23号小本川筋中里地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の27ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

契約金額は11億7,504万円で、請負率は93.24%。

請負者は、県北緑化株式会社でございます。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町中里及び中島地内において河川改修工事を行うものであります。

工期は、平成33年3月15日までで、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、28ページに入札結果説明書、29ページと30ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案（その2）の100ページをお開き願います。議案第26号小本川筋穴沢地区ほか河川災害復旧助成（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の37ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

契約金額は9億4,500万円で、請負率は99.98%。

請負者は、小野新建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町穴沢地内ほかにおいて河川改修工事を行うものでございます。

工期は、平成33年3月15日までで、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、38ページに入札結果説明書、39ページ、40ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案（その2）の101ページをお開き願います。議案第27号小本川筋袈綿地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の41ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

契約金額は7億1,992万8,000円で、請負率は91.91%。

請負者は、樋下建設株式会社でございます。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町袈綿地内において河川改修を行うものでございます。

工期は、平成33年3月15日までで、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担

行為で行うものでございます。

なお、42ページに入札結果説明書、43ページと44ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 素朴に伺いますが、これは国の補助事業の関係だと思うのですが、いただいた図面の中に緑色で書いた三つの事業があり、議案第20号から第23号までが小本川河川激甚災害対策特別緊急事業、議案第24号、第25号が安家川の河川災害復旧等関連緊急事業、そして議案第26号、第27号が小本川河川災害復旧助成事業となっています。ここには赤色で書いた地区、工区は八つあるわけですが、議案の説明が小本川に関する六つしかないというのはなぜでしょう。まず、ここから伺いたい。

○杣技術参事兼河川課総括課長 小本川につきましては、下流側を4工区、上流側を2工区に分割いたしまして、今回の12月定例会においては、ただいま御説明申し上げました6件の議案を提案させていただきます。そのほか今年度、小本川の中心市街地の部分、また、穴沢地区の門地区を2月定例会で提案させていただくこととしております。限られた事業期間内に何とか事業を完了させることを目的に工区分割をしております。

安家川の議案につきましてもこの後、2工区を説明させていただきます。こちらも事業期間内に完了させるために、2工区分割しての工事を進めてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 この図面に載っているのは、八つの現場だけれども、小本川は六つで、後からまた安家川の二つが出てくるのですか。

○杣技術参事兼河川課総括課長 そのとおりでございます。

○伊藤勢至委員 安家川あるいは小本川とも、今まで経験したことがない災害であったわけであります。ようやくこの復旧事業が出てきたと思っており、これまで大変な努力があったものとまず敬意を表したいと思います。

そこで伺いますけれども、安家川、小本川とも、今回のこの図面に載っている8カ所の工事に着手すれば、大きな被害を受けたところの手当ては大体できると理解をされているのでしょうか。

○杣技術参事兼河川課総括課長 ただいま御説明申し上げました小本川につきましては6地区、安家川については2地区でございますが、そのほか、5億円以下の工事は沿岸広域振興局で発注しております。また、これから2月定例会で小本川の中心部と小本川の最上流部の工事も提案をさせていただき、さらに次年度以降は、橋梁の上部工なども工事に着手したいと考えております。それで、事業期間内には完了させたいと考えております。

○伊藤勢至委員 また同じ場所に同じような台風が来ないとも限らないですし、もちろん岩泉町だけではなく、その他の市町村にもあり得るし、被災後いかに早く復旧をしていただけるかが県民の一番の関心事であります。復旧が進んできたならば、地元の自治体にも連絡をして、こういう動きになっていますと状況をお知らせしていくことが大事だと思

ますが、そういうことはしているのでしょうか。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** これまでも河川改修につきましては、地元住民の皆さんにも説明し、住民の意見なども取り入れながら計画を進めておりまして、また、今後も役場とも連携を図り、工事の進捗状況などを報告し、情報発信しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 三陸沿岸地域の人たちは、私が含まれるかどうかわかりませんが、おっとりしている人が多いのです。事業が始まりました、事務的な手続が進んでいますという状況では、余りぴんとこないのです。工事が始まり、現場で重機が動き出して初めて、おお、着手したなという感じになります。大体、道路工事でも用地買収が終われば半分終わったと言われていますが、こういう工事が発注されました、その結果、どこの業者がどの現場を請け負いましたというものを聞いて初めて、ああ、動き出したなと思うものなのです。ですから、せっかく御努力をして復旧を進めてきているのですから、そのことを県民に知らせることが大事だと思いますので、そういうことも今後どうぞ積極的に行っていただくようお願いしたいと思います。

○**白澤勉委員** 今の伊藤勢至委員の質問にも関連しますが、確認です。今回のこの工事がそれぞれの流域で行われていますが、この工事が完成すると治水水準はどの程度上がるのでしょうか。前回の台風災害のときも流木などが橋にひっかかったりして、さまざまな被害が拡大したというふうに認識しております。災害復旧工事ですから基本的には原形復旧なのでしょうけれども、今回のこの工事が行われることによって、その治水水準はどのように確保されるとお考えでしょうか。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 小本川、安家川の災害復旧は、原形復旧のみならず、改良復旧を行うことで、治水の安全度を高めて、事業を進めることとしております。治水安全度といたしましては、まさに平成28年台風第10号の降雨の流量をのめるくらいの断面を確保するよう整備を進めることとしております。

○**白澤勉委員** 例えばこの流域で工事をして、100年とかのスパンの中では、大雨が降ったときに住民を守れないこともあるかもしれないとの想定で、治水ダムの建設とかを含めた検討はあるのでしょうか。あえて確認させてください。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 現時点では当面の計画として、この河川における治水ダム計画はなく、河川改修でもって治水安全度の向上を図ることを考えております。

○**伊藤勢至委員** この安家川は、全国でも余り生息していない、カワシンジュガイが生息をしている地域であり、これへの配慮といったことも当然お考えになっているのだと思うのですけれども、このことについてお伺いいたします。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 公共事業として河川改修を進めるときには、必ず希少種などを調査し、専門の先生にもいろんな御意見いただきます。例えばカワシンジュガイが工事箇所が生息するとなれば、その生息部分を移植するなど、専門の先生方の御指導をいただきながら工事を進めております。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認め、よって各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号安家川筋松林地区ほか河川災害復旧等関連緊急（護岸工）（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第25号安家川筋松林地区ほか河川災害復旧等関連緊急（護岸工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**土木技術参事兼河川課総括課長** まず、議案（その2）の98ページをお開き願います。議案第24号安家川筋松林地区ほか河川災害復旧等関連緊急（護岸工）（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の31ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

契約金額は12億4,740万円で、請負率は97.94%。

請負者は、宮城建設株式会社でございます。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町安家地内において河川改修工事を行うものでございます。

工期は、平成32年3月15日までで、平成30年度から平成31年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、32ページに入札結果説明書、33ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案（その2）の99ページをお開き願います。議案第25号安家川筋松林地区ほか河川災害復旧等関連緊急（護岸工）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の34ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

契約金額は12億711万6,000円で、請負率は99.99%。

請負者は、小野新建設株式会社でございます。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町安家地内において河川改修工事を行うものでございます。

工期は、平成32年3月15日までで、平成30年度から平成31年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、35ページに入札結果説明書、36ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 15年前ぐらいだったと思いますが、宮古市田代の河川拡張工事の際に、チョウセンアカシジミが育つトネリコの木というのがありまして、これを工事中に業者が伐採したのではないか、あるいは県が伐採したのではないかと大騒ぎになったことがございました。これも希少種だそうですが、たしかこの安家川周辺にも分布域があったと思います。先ほど一緒に聞いてもよかったのですが、今思い出しましたので聞きますが、そういうトラブルにならないように、カワシンジュガイとあわせて事前調査を一緒にやっていただきたいとお願いします。

○杣技術参事兼河川課総括課長 伊藤委員から御指摘いただきましたチョウセンアカシジミの餌であるデワノトネリコという樹木もやはり希少種で、私たちは事前に調査して、しっかりそういうものを保護する形で事業を進めてまいりたいと思います。

○小野共委員 1点確認したいのですが、議案第25号の入札調書に宮城建設株式会社が無効と書いてありましたがこれは何があったのでしょうか。参考までに教えていただきたいと思います。

○杣技術参事兼河川課総括課長 入札後に宮城建設株式会社から辞退届の提出があったことから無効となっております。

○小野共委員 辞退は辞退ではないのですか。無効になるのですか。

○杣技術参事兼河川課総括課長 入札行為前に辞退があった場合は辞退になるのですが、入札行為後に辞退した場合は無効という扱いになります。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決

定いたしました。

次に、議案第28号大船渡港永浜地区海岸防潮堤（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 議案（その2）の102ページをお開き願います。議案第28号大船渡港永浜地区海岸防潮堤（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の45ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

契約金額は26億8,276万3,200円で、請負率は89.95%。

請負者は、株式会社銭高組・豊島建設株式会社特定共同企業体でございます。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した永浜地区に防潮堤を新設する工事を行うものでございます。

工期は、1,110日間で、平成30年度から平成33年度までの4年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、46ページに入札結果説明書、47ページと48ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**佐々木茂光委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号野田地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 議案（その2）の103ページをお開き願います。議案第29号野田地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の49ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりござ

います。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した野田地区海岸において、津波対策のため防潮堤及び水門を新設する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更であります第4回変更、第5回変更、第7回変更、第8回変更の内容について、50ページ以降の資料により説明させていただきます。

恐れ入ります、50ページをお開き願います。中段の④の図をごらん願います。第4回変更においては、詳細な地質調査の結果、地盤改良工に必要となるセメント添加量を減したものでございます。

次に、下段の⑤の図をごらん願います。第5回変更においては、波浪による越水で水門施工ヤード内が冠水したことから、波浪対策のため仮締切工を追加したものでございます。

次に51ページをお開き願います。上段の⑦の図をごらん願います。第7回変更においては、防潮堤の被覆工について、材料の生コン不足や労働者の確保が困難となったことから、場所打コンクリートからプレキャスト工法に変更したものでございます。

次に、下段の⑧の図をごらん願います。第8回変更においては、シミュレーションの結果、水門河口部への堆砂が生じることが判明したことから、河口閉塞対策として突堤工を追加するものでございます。

以上の理由により変更契約金額が増減するものでございます。

恐れ入りますが、49ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成27年12月11日に議決いただきました第3回変更の金額63億847万9,800円に対し、今回の変更により12億6,957万9,960円、20.1%の増額となり、変更後の契約金額は75億7,805万9,760円となるものでございます。

請負者は、飛鳥建設株式会社・株式会社ピーエス三菱・小野新建設株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の平成33年3月15日に変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定

いたしました。

次に、議案第30号高田松原津波復興祈念公園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第31号高田松原津波復興祈念公園造成工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田都市計画課総括課長 議案（その2）の104ページをお開き願います。まず、議案第30号高田松原津波復興祈念公園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の52ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

契約金額は14億9,634万円で、請負率は92.25%。

請負者は、株式会社平野組であります。

工事概要ですが、国、県、陸前高田市が整備を進めております高田松原津波復興祈念公園における県整備エリア内の公園施設及び植栽の整備を行う工事であります。

工期は、平成33年3月15日までで、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

次の53ページに入札結果説明書、54ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案（その2）の105ページをお開き願います。議案第31号高田松原津波復興祈念公園造成工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の55ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

工事概要は、高田松原津波復興祈念公園における県整備エリア内の既存構造物撤去及び一次造成を行う工事であり、平成29年7月7日に契約締結の議決をいただいたものでございます。なお、先ほどの議案第30号の整備工事は、本工事による一次造成に続くものであり、造成工事が終わった部分から張り芝や県道の舗装、のり面の緑化などを行う流れになっております。

設計変更の理由及びその内容は、次の56ページの資料により説明させていただきます。

①であります。第1回変更において施工の効率化及び環境影響の低減のため、先行して施工する区域の水際の盛り土の下部に捨石工を追加したこと。以下は第2回変更で、③であります。実施設計の結果により、捨石工の施工範囲を拡大すること。④であります。捨石工による護岸復旧を本工事であわせて施工すること。⑤であります。他事業との調整により、盛り土材の採取先を変更することから、変更契約金額が増額となるものでございます。次に、⑥であります。他事業との調整により施工区域を縮小しております。

55ページにお戻りください。契約金額ですが、当初の契約金額は8億5,857万7,320円、2段下、今回の第2回変更後の契約金額は13億3,220万5,920円で、当初契約から4億7,362

万8,600円、55.2%の増となるものでございます。

請負者は、株式会社佐武建設。

工期は、現在の平成31年3月15日までから平成32年3月15日までに変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 議案第30号の高田松原津波復興祈念公園整備工事について図面では、今回の施工範囲が赤色でくくられておりますが、緑色のところ、気仙川対岸の気仙中学校のある公園と、端にある定住促進住宅のあるところは、今回、施工範囲対象から外れております。その理由と、今後の整備予定についてどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

○山田都市計画課総括課長 図面でいうと左側に気仙中学校、右側、東側には下宿定住促進住宅となっておりますが、これらは震災遺構としての活用について現在陸前高田市と協議を進めており、周辺工事につきまして全体の中で後に回ってくるので、今回の整備工事の範囲には含まれておりません。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号災害公営住宅（北上市黒沢尻地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○野里営繕課長 議案（その2）106ページをお開き願います。議案第32号災害公営住宅（北上市黒沢尻地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の57ページをお開き願います。工事名、工事場所は記載のとおりです。

契約金額は6億2,640万円で、請負率は95.96%。

請負者は、株式会社平野組であります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を

図るため、恒久的な住宅の整備を行うものであり、鉄筋コンクリート造4階建ての共同住宅34戸を新設するとともに、附属施設の整備及び外構工事を行うものでございます。

工期は330日間で、平成30年度から平成31年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

58ページに配置図を添付しております。網かけのある居住棟部分が今回整備する建物の一部となります。

なお、59ページに随意契約結果説明書、60ページに見積調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 説明が省略された部分についてですが、契約方法の根拠と随意契約の理由が契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであることとなっているのはどういう意味ですか。

○野里営繕課長 こちらの案件につきましては、設計・施工プロポーザル方式による選定としておりまして、災害公営住宅の整備期間を短縮するために設計と施工の受注者を一括して選定し発注しているものです。プロポーザル方式の選定結果につきましては、設計者と施工者を平成29年12月22日に特定いたしまして、今年の1月9日付で特定者と基本協定を締結しました。このことにつきましては、県土整備委員会の皆様には平成30年1月19日付の文書で報告させていただいているところです。また、当工事は設計金額が5億円以上となりましたことから、契約締結に当たって契約議案の提出をさせていただいたものです。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第38号宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第3工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐野砂防災害課総括課長 議案（その2）の112ページをお開きください。議案第38号宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第3工区）工事の変更請負契約の締結

に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の61ページをお開きください。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古市道沼の浜青の滝線を復旧する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第2回変更、第3回変更及び第4回変更の内容を62ページ以降の資料により説明させていただきます。

62ページをお開きください。第2回変更について、②の図をごらんください。ボーリング調査の結果により、地盤改良工の深さを変更しております。

63ページをお開き願います。第3回変更については、上段③の図をごらんください。擁壁工の基礎形式につきまして、転石や流水により地盤改良が困難となったことから、直接基礎に変更しております。

次に、下段④の図をごらんください。事業の進捗に合わせ実施した立木の伐採及び処分費について追加しております。

続きまして64ページをお開きください。今回の第4回変更について、上段⑤の図をごらんください。赤線で着色したのり面への植生吹付工につきまして、切り土したのり面の土壌の状況に合わせて吹付工の厚さを変更するものでございます。

次に、下段⑥の図をごらんください。工事の進捗に伴い、斜面に崩落の危険性のある岩塊が確認されたことから、通行の安全を確保するために落石対策工を追加するものです。

お手数ですが、61ページにお戻りください。契約金額でございますが、平成28年7月6日に議決いただいた当初契約の金額11億589万8,400円に対しまして、今回の変更により2億3,762万9,160円、21.5%の増額となり、変更後の契約金額は13億4,352万7,560円となるものでございます。

請負者は、小野新建設株式会社でございます。

工期は、現在の平成32年3月15日までで変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

○伊藤勢至委員 委員長、議事進行について提案です。

これから審議に入ります議案第39号、議案第40号、議案第41号は、いずれも損害賠償請求事件についてであり、これらも関連がありますから、一括で審議をしたほうがいいのではないかと提案をいたします。

○佐々木茂光委員長 それでは、皆さんにお諮りしたいと思います。ただいま伊藤委員からお話があり、議案第39号、議案第40号、議案第41号はいずれも損害賠償請求事件にかかわる案件で、一括して審議をしてはどうかとのことですが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 それでは、そのように進めます。

次に、議案第39号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてから議案第41号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてまで、3件について一括議題といたします。

それでは、当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木河川開発課長 議案（その2）113ページをお開き願います。議案第39号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の65ページをお開き願います。提案の趣旨ですが、平成27年7月26日に大船渡市日頃市町地内の鷹生ダムにおいて、県の職員が操船する巡視船が浮き桟橋に接触し、巡視体験のため乗船していたイベント参加者が右頬を船体に打ち、負傷したことから、当該被害者と和解を締結し、損害賠償の額を定めて賠償を行うため、議会の議決を求めるようとするものです。

損害賠償の相手方ではありますが、被害者が未成年であるため、被害者の親権者である母親が相手となります。

損害賠償の額は、治療費、交通費、文書料及び慰謝料として95万3,955円とし、和解の内容については、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○白旗道路環境課総括課長 議案（その2）の114ページをお開き願います。議案第40号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の66ページをお開き願います。提案の趣旨ですが、平成29年10月14日、二戸市下斗米地内の県道が崩壊して土砂が水田に流れ込み、当該水田付近に設置されていたポンプを破損させ、及び当該水田で栽培していた水稻を損傷させたことから、当該被害者と和解を締結し、損害賠償の額を定めて賠償を行うため、議会の議決を求めようとするものです。

損害賠償の額は、ポンプの設置に要する費用及び損傷して収穫できなかった水稻への賠償として合計709万4,873円とし、和解の内容については、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 議案（その2）の115ページをお開き願います。議案第41号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の67ページをごらん願います。提案の趣旨ですが、平成30年3月1日から同月2日の間に、花巻市石神町地内の豊沢川河川区域内に存する立木の枝が折れ、隣接する土地に駐車中の自動車に落下し、車両が破損したことから、当該被害者と和解を締結し、損害賠償の額を定めて賠償を行うため、議会の議決を求めようとするものです。

損害賠償の額は、車両被害額、代車費用及びレッカー移動費用として57万6,120円とし、和解の内容については、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**佐々木茂光委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**伊藤勢至委員** 今どきはいろいろな保険があるわけで、これらの損害賠償請求の件は、岩手県が加入している保険の中から費用を捻出していくと理解していいのでしょうか。

○**白旗道路環境課総括課長** 道路の案件で、水稻を損傷させたことにつきましては県が加入している損害賠償保険から支払うというものでございます。それから、ポンプの賠償につきましては、所有者の方から、新品といたしますか、次の年の耕作に間に合うようにという強い要請がありましたので、道路の崩壊復旧工事とあわせて工事請負費で賠償したものです。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 議案第41号の河川の損害賠償請求事件につきましては、保険に加入しておりませんので、県費からの支出となります。

○**佐々木河川開発課長** 議案第39号の鷹生ダムの損害賠償請求事件は、イベント開催に当たり、傷害保険に事前加入しておりまして、損害賠償額のうち一部を保険で充当することとしております。

○**伊藤勢至委員** 20年ぐらい前に、私の最初の質問はまさに損害賠償請求の案件でした。損害賠償保険に入っているのかと質問をしたら、入っていますとのことでしたので、幾らの保険に入っているのかと聞いたら、たしか5,000万円ぐらいという話でした。その時に、もし、30代の若手でこれから働き盛りの人でもあやめるようなことがあったら、1億円、2億円の賠償ですよ、5,000万円では間に合いませんよという話をし、その後、若干県は改めたかと思うのですが、今、河川の損害賠償請求事件では保険に入っていないので県費から支出するという説明でした。年間8,000億円、9,000億円の総予算を執行する中で、可能な限り保険というものについて勉強して、加入をしておくべきだと思うのです。ですから、

今からでも間に合うというか、備えあれば憂いなしですので、ぜひ保険加入について検討し、県費から直接持ち出しをすることができるだけないように取り組んでいただきたいと思います。

○小原副部長兼県土整備企画室長 現在、道路瑕疵について、例えば、穴ぼこに入って車に損傷を与えたという場合には手厚い保険に入っておりますし、これまでも職員が起こした事故などもいろいろとあります。それぞれの事件が起こる可能性、確率についていろいろ検討してきて、保険に入っている、入っていないという今の状況ではございますけれども、さらにいろいろ状況が変わっていれば、そこを踏まえまして保険の入り方について検討してまいりたいと思います。

○伊藤勢至委員 やはり絶対はないとは誰も言い切れない部分ですので、これは掛け捨て承知の上で保険金を掛けるべきだと思います。保険の中でおめでとうございませうという保険はただ一つ、ホールインワン保険です。これは余談ですけども、いずれ保険に入っていることにこしたことはないと思いますので、検討してください。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から大船渡港海岸茶屋前地区水門復旧工事の再発注についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○照井港湾課総括課長 お手元にお配りしております大船渡港海岸茶屋前地区水門復旧工事の再発注について御説明いたします。

平成29年12月定例会において議決いただいた請負工事契約について、請負者の経営悪化に伴い契約が解除となったことから、再発注手続を進めております。

契約が解除になった工事は、大船渡港海岸茶屋前地区災害復旧（水門土木ほか）工事で

ございます。契約金額は6億2,640万円、請負者は株式会社エム・テックでございます。

契約解除等に至る経緯でございますが、平成29年12月11日に本契約を締結し、工事を進めておりましたが、平成30年10月5日に請負者に係る民事再生手続の開始決定がなされ、その後10月21日付の請負者からの通知をもって契約解除となったものでございます。

再発注手続の状況でございますが、新たな建設工事の入札公告を11月30日に行っておりまして、2月定例会へ請負工事の契約議案を提出する予定としております。以上で説明を終わります。

○伊藤建築住宅課総括課長 お手元にお配りしております資料1及び資料2によりまして、岩手県住宅マスタープラン改訂案について御説明いたします。

お手元の資料ですが、資料1が改訂案の概要、資料2は現行計画と改訂案との比較等を記載しております。

それでは、資料により説明をさせていただきますが、改訂案は基本的には現行計画を引き継ぐものとなっております。説明は、改訂部分となります下線部を中心に説明させていただきます。

初めに、資料1の左上、背景の欄をごらんいただきたいと思います。岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）は、住生活基本法に基づく計画であり、国の住生活基本計画（全国計画）に即して策定することとなっているものでございます。全国計画が平成28年度に改訂されたこと、またいわて県民計画（第3期アクションプラン）と次期総合計画の策定、東日本大震災津波からの住宅復興等の住宅政策を取り巻く状況の変化に即し、今般改訂をするものでございます。

右側の枠、計画期間につきましては、全国計画に準じて平成28年度からの10年間としております。なお、資料には記載がございませんが、改訂作業が現在に至っている理由ですが、全国計画の改訂に合わせて作業を進めてきたところですが、平成28年度以降、災害公営住宅を内陸へも整備することなど、後で御説明しますが、公営住宅の供給目標量に関連した計画の重要部分に係る検討が必要となったことがその主な理由となっております。

次に、当計画全体の概要を御説明いたします。当計画は、全体が第1章から第5章まで、現行計画と同じく全5章で構成されております。背景の枠の下に、第1章、本県の地域特性と住宅事情について記載しております。統計調査に基づいた本県の特性は、全国に比べ持ち家、一戸建て、木造の割合が高いのが特徴となっております。

次に、その下の枠、第2章では、住宅政策を推進するための10の視点を定めております。ここでは、具体的な施策を展開していくために10の重要な視点を設定しております。現行計画の基本的な枠組みの方向性を維持しつつ、③安全性・快適性の視点に利便性の重視を加えるとともに、④多様性への対応の視点を新たに追加しております。⑥の視点は、現行計画では高齢者を初めとした住宅確保要配慮者としていたものでございますが、高齢者に限定しない子育て世帯や被災者などを含めた住宅確保要配慮者等への配慮という視点に見直ししております。網かけの枠内が改訂案における10の視点であります。下線部分がただ

いま説明しました現行計画からの追加及び見直しを行った部分となっております。

次に、その下の枠組み、第3章では、住宅政策の目標を定めております。基本目標は、住み手と作り手、みんなで創り、みんなで育てる「いわての住まい」としております。基本目標に対して、右の枠のとおり四つの個別目標を設定し、その達成状況を測定する成果指標をさらに右枠に定めております。成果指標は、現行計画の重要指標を引き継ぐとともに、全国計画の改訂を受けて指標の見直しを実施し、5、賃貸・売却用等以外の「その他空き家」の数と、7、既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合の二つを追加し16指標としたほか、1と3の2指標については内容の見直しをしております。変更部分は下線を引いた部分となっております。

次に、資料の右の枠ですが、第4章では住宅施策の具体的な展開（8つの施策の方向性）を定めております。八つの施策の方向性は、第3章の目標を達成するため、現行計画の基本的な方向性を維持した八つの方向性の施策を展開していきます。主な変更箇所について説明をさせていただきます。

初めに、2、既存住宅ストックの有効活用（住宅リフォームの推進）の1行目の丸ですが、耐震化の促進と住宅リフォームをあわせた耐震化リフォームの推進を図るほか、3行目、右の丸ですが、空き家の活用の促進及び適切な維持管理を進めることとしております。

3、住宅確保要配慮者の居住の安定確保については、1行目の丸ですが、サービス付き高齢者向け住宅等の適正な供給誘導等を図ります。また、4行目の丸ですが、県居住支援協議会を中心とする体制整備など、住宅確保要配慮者に対し住まいの確保に関する支援体制を整備します。

少し飛びまして、7、公営住宅におけるストック活用と新たな取組（公営住宅供給目標量）については、一つ目の丸、公営住宅等長寿命化計画に基づく県営住宅の計画的な建てかえ及び改善等を推進するため、公営住宅供給目標量を定めております。

ここで資料2の右下をごらんいただきたいと思います。平成28年度から10年間の公営住宅供給目標量についてですが、表2段目の空家募集は、公営住宅に空き住戸が生じた際の募集する戸数の累計で約9,100戸、さらに新規建設約2,800戸及び建てかえ戸数約900戸の総数で、災害公営住宅も含めまして約1万2,800戸と設定しております。

資料1にお戻り願います。一番下の枠組み、箱囲みでございますけれども、第5章ですが、計画の実現に向けた推進体制の整備について記載しております。今回の改訂では内容についての見直しはございません。

最後に、その下になります今後の改訂スケジュールについてです。皆様から御意見を伺い、必要な修正等を行った上で国土交通大臣への協議を経まして、今年度中に策定、公表することを予定しております。

以上で住宅マスタープラン改訂案に関する説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 まず、大船渡港海岸茶屋前地区水門復旧工事の再発注について伺います。

この株式会社エム・テックという会社は非常に行儀の悪い会社でありまして、3年ぐらい前でありましたか、当時は国の発注工事が先行して行われていて、その工事を請け負っている間に山田町のガソリンスタンドに400万円、宮古市の民宿に400万円のツケがあるとのことでした。そこで、国会議員の秘書らに動いていただき、国土交通省の岩手河川国道事務所や東北地方整備局、それから関東地方整備局からの支払いの金を押さえて、その金を地元のツケがあるところに回せないかとお願いをしたのですが、なかなか難しいとのことでした。その後この件について、私が言ったとおりに盛岡タイムスが新聞紙上で取り上げてくれました。そうしましたら、3日後に、ツケがあるところに現金の振り込みがあり、私は県議会の決算特別委員会か予算特別委員会のどちらかでこの件を取り上げまして、これから県の工事にもかかわってくるかもしれないけれども、余り行儀がいい会社ではないので、復興関連工事で地元に戻って来たら迷惑がかからないように、工事入札に当たっては注意していただきたいとお願いをしておったところではありますが、案の定このような形で問題が出てきました。

そこで伺いますが、この会社がこういう状況になる前に、沿岸地区、あるいは東北各県の仕事をいろいろやってきたかと思われませんが、今話をしたように、ツケとか、踏み倒しとか、民間に迷惑をかける状況はなかったのかお伺いします。

○大久保建設技術振興課総括課長 株式会社エム・テックについての質問ですが、入札が行われる以前に、関係法令の違反とかがありますと入札の指名停止や訴追が行われたり、また、何らかの刑が確定した場合には業法上の監督処分である営業停止がなされるのですが、この法人に関しては、入札時点ではそういう処分がなかったため、入札参加の資格はございました。

○伊藤勢至委員 入札に参加するとかしないではなくて、聞いているのは、国発注工事を請け負いながら、沿岸地区の地元業者に迷惑をかけたように、今回の問題が起こる前に、そういう情報は他に得ていませんでしたかと聞いているのです。入札に参加させたのが悪いと言っているわけではないです。それはしょうがない。ただ、こういう会社ですから、地元で迷惑をかけている部分がありませんでしたか、情報が入っていませんでしたかと聞いたのです。

○大久保建設技術振興課総括課長 工事の発注業務、監督は出先機関で行っているわけですが、株式会社エム・テックに限らず、そちらでさまざまな情報収集をおこなっています。そうした中で、委員がお話しされたようなネガティブな情報は共有するようにしております。株式会社エム・テックについても幾つかの情報はございました。

○伊藤勢至委員 言い合ってもしょうがないことで、うわさで入札資格なしとはできないわけですが、結果的に私のとりなしで地元業者に400万円ずつが振り込みになった。それ以降、迷惑をかけていることはないか、復興の名に甘んじて被災地に迷惑をかけることがあってはいけないと思って聞いたところなんです。この辺でこの話はやめましょう。

さて、平成最後のこの際発言をしたいと思えます。現在、宮古盛岡横断道路について、

鋭意工事を進めていただいております、日に日に形になって見えてきております。先般はこの委員会で区界トンネルの視察に参りましたし、ここ1週間、10日ぐらい前に、宮古市平津戸の道路の上をまたぐ橋梁の鉄骨が組み上がりました。工事が進んでいるなど、大変期待しております。と同時に、心配していることが一つあります。それは、現在、一般国道106号がありますが、新ルートとしての宮古盛岡横断道路ができるわけでありまして。そうなった場合の維持管理について、新しい道路は誰が維持管理をするのでしょうか。現在の国道106号は、旧と言ったらいいのでしょうか、その管理はどこがやるのでしょうか。そういう議論がなされているのでしょうか。この宮古—盛岡間、現在の100キロメートルが約80キロメートルに短縮されると言われていますが、恐らく3割が盛岡市、7割が宮古市の管轄だと思っております。これまでのやり方でありまして、新しい道路が通ると以前の道路は市町村に払い下げることがあるようですが、もし盛岡市、宮古市に維持管理が移管されることになると、これは非常に大きな問題でありまして、道路が完成して便利になるのはいいのですけれども、その後についての議論もぼちぼちしていかなければいけないと思っております。その点についてお伺いいたします。

○田中道路建設課総括課長 御質問がありました宮古盛岡横断道路、国道106号についてですが、東日本大震災津波後、国の復興支援道路に位置づけられまして、今お話があったとおり、直轄権限代行により工事が進められております。自動車専用道路等を中心とした規格の高い道路で、別線で整備が進められているところであります。整備完了後の現道、それから新しくできる、別線でできる部分の管理のあり方というのは、あと2年とかそれぐらいしかないと思うのですが、今後の整備の進捗を見据えながら関係機関と検討を進めていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 維持管理といいましても非常に幅が広くて、現在は県土整備部の担当になっていますが、例えば道路上でタヌキやキツネ、このごろは鹿もよく出るようになっておりますけれども、動物とぶつかって、それが死ぬと、それらの片づけも出てくるのだと思います。

それから、今は冬期間に入っていますが、積雪があった場合の除雪、10センチメートルか15センチメートル積もると、区界、旧川井村あたりの場合は、ローダーが入って除雪をした雪が歩道に盛り上がるのです。凍って固まったら、つるはしなんか立つものではありませんので、歩道の盛り上がった雪を住民がその日のうちにすぐ除雪をしないとイケません。ところが、そういう沿線の人たちはみんな高齢化しており、除雪が大変だとうちを離れていきます。子供や孫のところに行くとか、内陸に行くとかという状況になっています。現在の道路はまさに生活道路なのです。ですから、除雪をして道路に出られなければ生活できません。しかも、旧川井村にはスーパーらしきお店が2軒ぐらいしかないのです。食料品や何かを買うといっても、必ず車を動かさなければ買い物できません。ですから、ローダーで一方向に押し上げる除雪を何とかしなければ、どんどん人が逃げてしまうことがあるのですが、そういった点も含めて、県民の生活を保障する大きな意味で考えていただ

きたいと思うのです。

これからいろんな交渉をやっていくのだとするならば、盛岡市と宮古市のせめて副市長あたりも入れた形で、国と協議をしていきませんか、ある日突然、新しい道路は県が管理します、したがって古いほうの道路は市町村に払い下げですなんてことになると、これは驚天動地の話であります。交渉をしていくときから市側にも一緒に入ってもらって、どういふ議論でそうなったのか、あるいは地元の声を国にも届けながらやっていくこと、国、県、市町村の真ん中にある県として情報を流していくことが必要だと思いますので、そういうところもぜひ意を用いていただいて、ある日突然、いろいろ決まったことが出てくることのないようにしていただきたいのですが、いかがですか。

○**白旗道路環境課総括課長** 新しい道路ができた後に、国道であったり県道であったりした現道を市町村に移管することにつきましては、これまでも関係する市町村と十分に話し合いながら作業を進めてきておりますので、宮古盛岡横断道路、国道106号につきましても、同様に意見を聞きながら作業を進めていきたいと考えています。

○**白澤勉委員** 先ほど御説明いただきました住宅マスタープランについて確認させていただきます。公営住宅の供給目標量を定めておりますが、要支援世帯を1万9,000世帯と設定しております。前回の計画の2万8,000世帯から1万9,000世帯へ減少した理由として災害公営住宅の入居分などと書いてありますが、この1万9,000世帯はどう捉えたらよろしいのでしょうか。今後10年間で、このくらいあればまず十分だという数字なのかを確認させてください。

○**伊藤建築住宅課総括課長** 資料2の下に小さい字で書いていて申しわけございませんが、要支援世帯が約1万9,000世帯という根拠は、5年に1度調査が行われている住宅土地統計調査の中から算出された数値でございます。先ほど言いましたように、高齢者ですとか、子育て支援世帯とかを推計いたしまして、次期総合計画の案として約1万9,000世帯と算出しております。

○**白澤勉委員** 推計値とのことですが、公営住宅の位置づけとして、低所得者であるとか、生活に困窮している方々が入りやすいように、ある意味、福祉政策的な要素を持っていると理解しています。生活保護を受けている方々はふえてきていると思うのですけれども、その方々について、現在、あるいはこれから10年先、安定的に公営住宅を供給できるかという見通しについてどう捉えているか確認させてください。

○**伊藤建築住宅課総括課長** 生活保護を受けている世帯も、公営住宅の入居対象となっている、いわゆる低所得者層に含まれるかと思えます。そういった対象の方も含めまして、要支援世帯の推計を行っております。

公営住宅供給目標量につきましては、推計しました低所得者層の世帯数などを推計し、公営住宅等で発生する空き戸数、いわゆる募集をする戸数と新たに建設されます災害公営住宅と建てかえ等を行う公営住宅等でそれらの対象世帯数をカバーしていけるようにとの考えで計算しております。

全体的に今後どうなるかですが、高齢化が進む中で、傾向としては対象世帯がふえるという状況はあると思いますけれども、人口減少も含めて推移を見ていくことになると思います。それで、現計画と新しい改訂案の中では、全体数としては、供給目標が約1万5,000世帯から1万2,000世帯に減っている状況でございます。

○白澤勉委員 これからの時代、県が直接公営住宅を整備して管理していく手法から、シェアリングなど民間の空き室も有効活用しながらやっていくような住宅政策を進めていくのではないかと考えています。いずれにしろこのような数字が出てくると、財政当局との絡みや縛りが出てくると思いますし、この10年、経済対策をやってはいますけれども、子育て世代だとか高齢者世帯、あるいは若年層の所得の低い方々など、まだまだ厳しい状況にありますので、住宅確保をしっかりと進めていく上で重要な数字と思い確認させていただきました。

次に、これから冬を迎えますが、冬期間の歩道のバリアフリー対策という視点でお伺いいたします。盛岡市の中央通は歩道に融雪装置が入っていて、非常に歩きやすい環境になっておりますけれども、この融雪装置を設置するに当たって何か基準はあるものでしょうか。

○白旗道路環境課総括課長 道路歩道等の消融雪施設は、特に数値的な整備の基準はございません。県内ではこれまで、車道であれば急勾配のところとか、歩道では市街地、そういったところの整備を進めているところであります。

○白澤勉委員 歩道のあるところ、市街地のある程度の交通量とか歩行者数が多いところは整備されていくと聞いたのですが、一方で選択と集中も必要かと思えます。コストの関係もありますので、どこもかしこも消融雪施設を設置するのは現実的ではないと思うのですが、要望があり、今後、整備する予定の場所は県内にどの程度あるものでしょうか。

○白旗道路環境課総括課長 特にこういうところをやってほしいという要望は承っておりますけれども、体に障がいがある方々の団体から、冬場の安全な通行のために検討していただきたいという要望はいただいているところです。

○白澤勉委員 今度、岩手医科大学附属病院が矢巾町に移転します。また、周辺には県立療育センターなどもあり、体にハンディキャップを持った方々や弱者の方々も岩手医科大学附属病院を非常に多く利用されると思います。私も通勤で県道停車場線をよく歩きますが、冬期間は歩道が凍ってかなりつるつるで、私も含め健常者でも転ぶ人が多いです。さらに車椅子の方々は冬期間なかなか移動できないこともございますので、岩手医科大学附属病院が移転する周辺の県道停車場線の歩道について、冬期間のバリアフリー対策を行ってほしいといった声をいただいております。消融雪施設の設置をぜひ検討していく必要があるかと思いますが、御所見があればお伺いいたします。

○白旗道路環境課総括課長 冬季バリアフリーという考えのもとで、私どももさまざまな方法で道路の除雪を行っているところですが、歩道の除雪につきましては、通学路や、公

公共交通拠点、それからバス停留所、医療機関や公共施設等へ通じるものについて、優先的に実施しております。委員御指摘の区間につきましても、県ではこれまでも重要路線に位置づけて優先的に取り組んでおります。来年予定されている岩手医科大学附属病院の開業後、さらに道路の混雑が考えられますから、現地の状況をしっかり踏まえながら必要な対応を行っていきたいと考えております。

○白澤勉委員 国やほかの自治体では、消融雪施設設置後に、温度を少し下げて管理するというような社会実験を行い、維持管理のコスト削減についてもいろいろと工夫しているようですので、そういった視点も含めて取り組みを進めていただければと思います。

○工藤勝博委員 国道282号の一本木バイパスに関して伺います。部分開通が2010年ですが、それからもう10年たっていますけれども、どうして全線開通しないのか、あそこは何とかならないのかなという声がたくさんあります。そのことについての状況をお聞きしたいと思います。

○田中道路建設課総括課長 県道282号の一本木バイパスですが、計画延長は3.9キロメートルでありまして、委員からお話があったとおり、平成22年度に供用開始しています。この区間が北側の2.8キロメートルで、現在整備途中として残っているのが南側の1.1キロメートルになります。この区間は、まだ残っている地権者の方がいらっしゃいまして、その方と連絡をとりながら、用地の取得に向けて取り組んでいる状況です。

○工藤勝博委員 今年の6月でしたが、各広域振興局の地域懇談会がありまして、盛岡区域での地域懇談会でお話しさせてもらいました。その中で、地権者と近々交渉されるという話も伺ってございましたけれども、なかなかその後の状況が確認できておりません。そのことも含めて10年近くも、言葉は悪いですけども、放ったらかしにしておくこと自体が需要者にとってはどうなのだろうと、また、今後どうするのだろうかという声がたくさん聞かれますので、今後の対応をどうなされるのかお聞きしたいと思います。

○田中道路建設課総括課長 まずは残っている地権者の方に理解をいただくのが第一と考えておりまして、定期的に盛岡広域振興局土木部で交渉を繰り返しながら早期の用地取得等、解決に向けて取り組んでおります。

○工藤勝博委員 地権者と繰り返し交渉はなされていると思いますけれども、どういう形であろうとも解決していかないと前に進まないのではないかと思います。よく強制収用という声も聞きますが、そのことも含めてでない、交渉ありきだけの話ではなかなか解決できない気がします。現地はかなりきついカーブなのでですけども、特に冬場になるといろんな交通事故も発生して、地域の整備工場の方が、しょっちゅう行って事故処理をしなければならぬ、あの道路は早目に何とかしなければだめだとよくおっしゃいます。柳村岩見委員も今まで何回となく県議会でも取り上げていますが、この際何とかしていただければと思いますので、ぜひ対応をお願いいたします。

○阿部盛重委員 私からは住宅マスタープランの件でお聞きします。

資料1の第2章、10の視点のところ、④と⑨があり、④が新しく追加されたようです。

が、⑨と④の違いは何かをお聞きしたいです。

それと、第3章の成果指標の13番のところですが、これは記載のとおり、これから岩手県に若い方々も移住してきて、子供が生まれ、活発な岩手をつくっていくという方向で、住みやすい環境を整備していくことだと思います。しかし、ある地域では、道路に車が入る関係で歩道を削らなくてはいけないという極端なところがありまして、高齢者やベビーカーを押す人が歩くのにとっても大変です。車が入るためにはもちろん歩道を削らなければいけないこともあると思いますが、ある程度の範囲でベビーカーを押す人や高齢者が歩くのに支障がないよう設計方法を考えていくという計画が県としてあるのかをお聞きしたいと思います。

それから、内陸の災害公営住宅について、93%ほど竣工していますが、全体的にきちんと工期どおりにいくのか、それとも工期がおくれる箇所があるのか、また、おくれる場合には入居予定の方々にその話をされているのかをお聞きします。

それと、盛岡市南青山の災害公営住宅の件で、設計段階で十分わかっていたことだと思うのですが、いろんな問題があって1年間おくれるとのことで、入居予定者も困惑されていると聞いております。1年間延びることで生活設計が全て狂う方も出てくることもあると思うので、心のケアなどの対応はどうなっているのかをお聞きします。

○伊藤建築住宅課総括課長 岩手県住宅マスタープラン改訂案の10の視点の中の④と⑨の違いですが、まず、④については、例えばライフステージやライフスタイルの変化に対応した住宅取得の形成とか、住宅政策を推進するための視点として、少子高齢化など家族の形態とか、生活様式等がいろいろと変化してきていることなど、多様性への対応で、今回新たに項目を追加させていただいたものです。

それから、⑨の多様な主体による役割分担と連携というのは、住み手、作り手が主体的に参加することや、公的機関等も含めた多様な主体が、計画の中でそれぞれの役割を明記して取り組んでいくことを項目としたものです。

○白旗道路環境課総括課長 歩道の段差についてですが、車道から歩道を通って団地など新たな開発地へ入っていく道路改良の際は、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に沿って段差の高さ等を決めて整備をしております。

○小野寺住宅課長 県が整備しています内陸災害公営住宅の進捗状況についてですが、県では内陸部に5団地、251戸を整備することにしておりまして、今定例会で、北上市に整備する黒沢尻アパートの請負契約議案を提案させていただいております。ほかの内陸災害公営住宅は、先ほど委員からお話がありました（仮称）南青山アパートを除きまして、平成31年度には全て完成するというスケジュールを組んでいるところです。

次に、盛岡市内の南青山地区に整備を進めています（仮称）南青山アパートでございますが、平成28年に入居の希望調査をしたところ118世帯の希望があり、整備を進めております。東側に鉄道、西側に市道があつて、北側と南側にしかアクセス道路がない状況でしたが、大丈夫との判断で県は工事を進めておりました。しかし、平成30年5月と7月に地域

の3町内会の皆様に、こういう計画ですと御説明申し上げました際に、西側の市道ですとか、南側にある鉄道の跨線橋については、現状でも、冬期間や毎日の通勤時間帯は非常に渋滞している場所なのだという御意見をいただきました。また、西側の市道に何かしらのアクセス道路をとったほうがいいのではないかとのお話等もいただき、入居後に、渋滞問題に直面するのは非常に困ると思ひまして、入居者の利便性向上のために、県では現在、設計の見直しを行っております。具体的には10月27日の説明会でも御説明したのですが、現状では北側と南側、それぞれにアクセスする形なのですが、南側が渋滞していれば北側に抜けられる南北を結ぶ団地内通路を設ける形と、ほかに、地域の皆様からも声があったのですが、西側に車を逃がす方向で計画できないかと、検討を進めておるところです。

そのために、平成31年12月を当初の予定工期としておったのですが、1年間延伸させていただくことになり、説明会で話をしたところ、みなし仮設に住まわれている方がほとんどなのですが、参加者からは、内陸災害公営住宅の完成が1年間延びることによって、みなし仮設での生活が長期化すれば、高齢でもあり、体調の不安があるとの御意見などもいただきました。また一方では、完成が1年間延びることによって、顔合わせ会等の機会ができ、事前にコミュニティーをある程度成熟させたうえで入居できるという前向きな御意見も頂戴いたしました。ですので、現在、支援団体に入らせていただいておりますが、県としては引き続き、この方たちと連携しながら、前もって、入居予定の方々とコミュニティーをつくっておける手はずを整えたいと考えております。ただし、自宅の再建スケジュールが決まっている方もいらっしゃるので、(仮称)南青山アパートの完成まで1年間待てない方で、10月に既に全部完成している備後第一アパートへの入居を希望される方は、今後そちらに移動してから、新しく住宅再建していただけるようにするなど、その方のスケジュールに応じて対応しております。

○阿部盛重委員 備後第一アパートに移りたいと希望している方々は何人ぐらいいるのですか。(仮称)南青山アパートの完成まで待てないという方はそれほどいないのですか。

○小野寺住宅課長 備後第一アパートは、現在12戸の空き住戸がございます。これについて、10月27日に御説明申し上げて、1カ月ほど御希望を伺ったのですけれども、今のところ11戸の方が備後第一アパートでもいいとのことでした。この後、内覧会といたしますか、実際に現地を見ていただきまして、どういったプランのどういった部屋がどこにあるかを把握した上で、最終的に入居するかどうかを確定して、その方のスケジュールに沿った自宅再建を進めていけるようにしたいと考えています。

○阿部盛重委員 いずれ、工期が1年間延長になることは、(仮称)南青山アパートに入居される方には、例えば引っ越しの関係などで消費税がらみのいろいろな問題も出てくると思うのですが、そのあたりの県としての対応は特にお考えはないですか。

○小野寺住宅課長 消費税増税に係る問題ですが、10月27日の説明会の際にも消費税が上がることに對する不安の声は頂戴しております。もともとのスケジュールどおり来年の12月の完成でも消費税増税後になっておるのですが、このことについては復興局等とも連携

しまして、なるべく入居者の負担がないように進めてまいる次第です。けれども、現時点では、その辺を補填したり、補助したりするという制度がないものですから、この後復興局等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○阿部盛重委員 わかりました。ぜひ御検討をよろしくお願いします。

先ほどの歩道の段差の件に戻りますが、住宅街において、道路整備を行うにあたり隣近所に家が次々と建ってしまい、歩くところと道路の段差が余りにも極端になってしまった地域もあるのです。だから、若い方、御高齢の方を問わずつまずいて転ぶ方もいらっしゃいます。今の設計上は先ほどの説明のとおりなのでしょうが、今後新しい設計方法や施工法などは考えられていくものなのでしょうか。

○白旗道路環境課総括課長 歩道のあり方については、やはり歩行者の方が安全に通れなければ意味がありませんが、これまでも波打っている歩道があったり、歩道と隣地側に段差が生じている歩道があったりしています。ですので、現地の状況を見ながら、段差を解消し、安全に、つまずいたりすることなく歩けるよう対応をとっていきたいと考えております。

○小野寺好委員 大船渡港海岸茶屋前地区水門復旧工事の再発注の件で、工事をきちんと完工していただくのは当たり前なのに、当たり前ではないことが起こった案件で、誰かが悪いのではないのですが、このように完工できなくてやり直しとなった最近の例はいつのことだったのでしょうか。

○小原副部長兼県土整備企画室長 恐れ入りますが、今手元に資料がございませんので、わかりかねます。

○小野寺好委員 多分花巻市石鳥谷町の秋芝重機株式会社るときではないかと思うのですが、それ以来ではないかと思えます。ちょうど1年前の12月定例議会ですね、このとき入札参加者が1者しかないのですけれども、これは、かなり難しい技術を要するとか何か特殊な事情があったので1者だけだったのでしょうか。

○照井港湾課総括課長 当工事には先行工事がありまして、第1回目は付近の防潮堤工事と一体で発注を行いました。その際、水門の場所の地質が当初の想定と違っており、先行工事が水門を残して一旦打ち切りになりました。その後の再発注を株式会社エム・テック1者が入札に参加して受注しているのですが、そのように地質的にも複雑な状況になっていることも踏まえて、余り人気がない工事だったのではないかと考えています。

○小野寺好委員 今度はお金のことについてお伺いします。落札した会社がきちんと仕事をやっていただくために、万が一できなかつた場合に備えて、担保を出してくださいということはなかったのでしょうか。

○照井港湾課総括課長 県は前払い金を支払っております。単年度工事ですので、当該年度の前払い金に対して、保証会社の保証をつけていただいています。今回の工事では前払い金が2億670万円で、現地の出来高が788万8,320円ですので、差し引き1億9,881万1,680円を保証会社に請求していきたいと考えています。

そして、履行保証ですが、工事が完成できないという可能性もあるので、これについては工事請負代金の10%の保証をつけていただいております、これについても県から違約金の格好で保証会社に請求をしていきたいと考えています。

○**小野寺好委員** 次に、その前払い金についてですが、あくまでもきちんと完成していただくことを前提に、かなり大がかりな工事なので、当面大変でしょうからこれで材料を買ってくださいという意味だと思います。その後、一連の工事が始まると思うのですが、途中で頓挫してしまったわけです。工期は、前工事が740日、今度の工事は620日で、大体4カ月間ですが、4カ月間に見合った工事は行われていたのでしょうか。

○**照井港湾課総括課長** 前工事が740日、今回の工事が620日で、120日間程度違いがあるのですが、これは今回契約解除になった工事では余裕期間を設定しています。4カ月間、120日を限度として、その間に受注者が円滑な工事の施工体制を整えて現地で着手するという制度を適用し、本来必要な工事日数に120日を加えた工事期間で発注しております。時間がなくなっているものですから、今回の工事については、その余裕期間を設定しないで、本来の工事に速やかに入っていけば、その期間の中で完成できるという工事日数を設定し発注しているところです。

○**小野寺好委員** 日数についてはわかりました。先ほど話が出たのですが、損害金はきちんと保証会社から受け取ることができるので、県として実害はないと理解していいのでしょうか。

○**照井港湾課総括課長** 前払い金については前払い金の保証会社から、また、契約金の保証については10%を履行保証会社からもらうので、県の損害は発生しないと考えています。

○**小野寺好委員** 最後ですが、年が明けてからまた新たに入札するとのことですが、一回どこかが手をつけたところを引き継いで工事を行ってくださいといっても、嫌だなといった雰囲気があると思うのですが、やり直すことについて、特に何か配慮はあるのでしょうか。

○**照井港湾課総括課長** 入札に当たり、条件を明示していますが、現地の条件や前工事との引き継ぎについて詳しく記載して、工事発注の手続を進めていくことにしています。

○**小野共委員** 私もこの株式会社エム・テックの関係で1点だけ確認しておきたいと思いますが、何件か県発注の復興工事を請け負っていたと思うのですが、影響を受けたのはこの工事だけですか。ほかの工事を並行して行ってなかったのですか。

○**小原副部長兼県土整備企画室長** 株式会社エム・テックに発注していた工事は3件ございまして、農林水産部の農地海岸保全施設災害復旧事業、それからこの大船渡港海岸茶屋前地区水門復旧工事のほかに、千厩土木センターで発注しております千厩川宮敷地区の宮敷橋上部工工事がございました。農林水産部の事業につきましては90%ほど工事が進捗しており、残りの部分を随意契約で他の業者に発注して進めていると伺っておりますし、千厩土木センターの土木工事については、ほとんどが未着手の状況になっておりまして、改めて工事を発注して進めることとしております。

- 小野共委員** 千厩川の工事は県南広域振興局でやっているのですか。
- 小原副部長兼県土整備企画室長** 5億円未満の工事でございますので、広域振興局発注で進めております。
- 小野共委員** 今の千厩川の工事は、前払い金もう支払われていますか。
- 小原副部長兼県土整備企画室長** 金額は不明ですが、前払い金は払っておりますし、それについては、大船渡港海岸茶屋前地区水門復旧工事と同様に保証会社を通じて請求する手続を進めることとしています。
- 佐々木茂光委員長** ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 佐々木茂光委員長** なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。
それでは、ただいまから企業局関係の議案の審査を行います。議案第5号平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。
- 菊池次長兼経営総務室長** 企業局の補正予算について御説明申し上げます。議案（その1）の17ページをお開き願います。議案第5号平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。
今回の補正予算は、大手半導体企業の進出に伴う工業用水の需要拡大に対応するための浄水場建設に係る詳細設計について債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。
第2条であります。当初予算及び9月補正予算で定めた債務負担行為、第一北上中部工業用水道浄水場詳細設計業務委託について、平成30年度から平成31年度まで、1億9,100万円の限度額を定めた債務負担行為を新たに追加して設定するものであります。
なお、浄水場建設に際しては、設計施工一括選定方式、公募型プロポーザルによる契約を予定しており、今後プロポーザルにおいて公募の上、最もすぐれる技術提案をした共同提案者と基本協定を締結し、設計企業と詳細設計業務委託契約を締結後、設計の進捗状況を踏まえ、順次各業種の企業と個別に工事請負契約を締結する予定としております。
以上で企業局の補正予算の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。
- 佐々木茂光委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 佐々木茂光委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

企業局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、土砂災害対策の取組についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。追って、継続調査と決定した件については、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の12月の県内調査についてであります。お手元に配付しております平成30年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参集願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。